



2025 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 G M O コ マ ー ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 山 名 正 人
(コード番号：410A 東証グロース市場)
問い合わせ先 常 務 取 締 役 伊 勢 主 税
TEL. 03-3770-7030

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 8 月 21 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,568,400 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未 定 (2025 年 9 月 5 日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額 (引受人より当社に支払われる金額) が募集株式の払込金額を下回る場合は、本新株式発行を中止する。 |
| (3) 発行 価 格 | 未 定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案の上、2025 年 9 月 16 日 (火曜日) (以下「発行価格等決定日」という。) に決定する) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募 集 方 法 | 発行価格による一般募集とし、大和証券株式会社、SMB C 日興証券株式会社、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及び三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。 |
| (6) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、発行価格と同時に決定する。 |
| (7) 申 込 期 間 | 2025 年 9 月 17 日 (水曜日) から
2025 年 9 月 22 日 (月曜日) まで |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (9) 払 込 期 日 | 2025 年 9 月 24 日 (水曜日) |
| (10) 株 式 受 渡 期 日 | 2025 年 9 月 25 日 (木曜日) |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

- (11) 募集株式の払込金額及びその他募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. オーバーアロットメントによる売出しの件

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 235,200 株
なお売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しを全く行わない場合がある。 |
| (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 | 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
大和証券株式会社 235,200 株（上限） |
| (3) 売 出 価 格 | 未 定（発行価格等決定日に決定される予定）
なお、上記 1. における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。 |
| (4) 売 出 方 法 | 売出価格による一般向けの売出しとする。 |
| (5) 申 込 期 間 | 上記 1. における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。 |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記 1. における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。 |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記 1. における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。 |
- (8) 上記 1. の募集株式数に変更される場合、本オーバーアロットメントによる売出株式数の上限は、変更後における 1. の募集株式数の 15%となる数（100 株未満切り捨て）に読み替える。
- (9) 上記 1. において定める公募による募集株式発行が中止された場合は、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による募集株式発行の件

（「2. オーバーアロットメントによる売出しの件」に関連して行う第三者割当増資）

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 235,200 株 |
| (2) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 | 未 定（2025 年 9 月 5 日開催予定の取締役会で決定）
なお、上記 1. における公募による募集株式の払込金額と同一とし、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本第三者割当による募集株式発行を中止するものとする。 |
| (3) 割 当 価 格 | 未定
なお、上記 1. における公募による募集株式の引受価額と同一とする。 |
| (4) 払 込 期 日 | 2025 年 10 月 27 日（月曜日） |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

- (6) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 大和証券株式会社 235,200 株
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) その他本第三者割当による募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (9) グリーンシュエーション行使の通知のない株式については、発行を行わないものとする。
- (10) 上記 2. において定めるオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本第三者割当による募集株式発行も中止する。

以 上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募 集 株 式 数 当社普通株式 1,568,400 株

売 出 株 式 数 オーバーアロットメントによる売出し(*)

当社普通株式 上限 235,200 株

(2) 需 要 の 申 告 期 間 2025 年 9 月 8 日(月曜日)から
2025 年 9 月 12 日(金曜日)まで

(3) 発 行 価 格 等 決 定 日 2025 年 9 月 16 日(火曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定します。)

(4) 申 込 期 間 2025 年 9 月 17 日(水曜日)から
2025 年 9 月 22 日(月曜日)まで

(5) 払 込 期 日 2025 年 9 月 24 日(水曜日)

(6) 株 式 受 渡 期 日 2025 年 9 月 25 日(木曜日)
(上場(売買開始)日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、大和証券株式会社が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主から借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利(以下、「グリーンシュエーション」という。)を、2025 年 10 月 22 日を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は 2025 年 8 月 21 日開催の当社取締役会において、大和証券株式会社を割当先とし、払込期日を 2025 年 10 月 27 日とする当社普通株式 235,200 株の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っています。大和証券株式会社は、当社株主から借受けた株式を、グリーンシュエーションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

大和証券株式会社は、上場(売買開始)日(株式受渡期日)から 2025 年 10 月 22 日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現 在 の 発 行 済 株 式 総 数 3,596,400 株

公 募 増 資 に よ る 増 加 株 式 数 1,568,400 株

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

公募増資後の発行済株式総数	5,164,800株
第三者割当増資による増加株式数	235,200株 (注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	5,400,000株 (注)

(注) 第三者割当増資による増加株式数及び第三者割当増資後の発行済株式総数は、上記「3. 第三者割当による募集株式発行の件」の募集株式数の全株に対し大和証券株式会社からグリーンシュエーション行使の通知があり、発行がなされた場合の数値です。

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行により調達する手取概算額 1,805 百万円及び第三者割当増資による募集株式発行の手取概算額上限 270 百万円については、①ソフトウェア開発費用として 1,666 百万円、②人件費及び人材採用費として 171 百万円、③業務委託費として 64 百万円、④販売促進費として 174 百万円に充当する予定であります。

具体的な資金使途及び充当予定時期は、以下のとおりであります。

① ソフトウェア開発費用

当社の主力サービスである CX 向上を実現するマーケティングプラットフォーム「GMO マーケティングコネクト」の機能強化・拡充に充当する予定です。具体的には、AI によるパーソナライズ機能やレコメンドエンジンの精度向上、データ分析基盤の強化のための開発費用として 1,214 百万円（2025 年 12 月期に 131 百万円、2026 年 12 月期に 706 百万円、2027 年 12 期に 377 百万円）を充当する予定であります。また、新規事業の開発費用、社内インフラ・セキュリティ強化のための費用として 451 百万円（2025 年 12 月期に 13 百万円、2026 年 12 月期に 213 百万円、2027 年 12 期に 225 百万円）を充当する予定であります。

② 人件費及び人材採用費

販売体制を拡充するための営業人員や、GMO マーケティングコネクトの成長を支えるデータサイエンティスト等の専門人材の増員を目的とした人件費及び採用費として 171 百万円（2026 年 12 月期に 57 百万円、2027 年 12 期に 114 百万円）を充当する予定であります。

③ 業務委託費

事業拡大に伴うサポート体制強化のための業務委託費として 64 百万円（2026 年 12 月期に 28 百万円、2027 年 12 期に 36 百万円）を充当する予定であります。

④ 販売促進費

当社サービス「GMO マーケティングコネクト」の認知度向上と顧客基盤の更なる拡大を目的とした販売促進キャンペーンの費用として 174 百万円（2026 年 12 月期に 30 百万円、2027 年 12 月期に 144 百万円）を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,160 円）を基礎として算出した見込額であります。

なお、2025 年 8 月 21 日現在、設備投資計画は、以下のとおりです。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定時期	
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
提出会社	本社 (東京都渋谷区)	販促プラットフォームの機能拡大等	1,680,000	-	自己資金及び増資金額	2025 年 10 月	2027 年 11 月
提出会社	本社 (東京都渋谷区)	新規サービス開発	400,000	-	自己資金及び増資金	2025 年 12 月	2027 年 10 月
提出会社	本社 (東京都渋谷区)	業務系システム	240,000	-	自己資金及び増資金	2026 年 3 月	2027 年 12 月

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社の事業は単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

ご注意: この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主還元を経営上の重要な課題と認識しており、業績や事業拡大に向けた資金需要に対応した内部留保の確保を総合的に勘案したうえで、安定的かつ継続的な配当を実施する方針です。また、当社は、配当を行う場合には、期末配当にて年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保資金については、当社の諸事業の事業資金、及び新規事業等に必要な成長投資に利用することにより、企業価値向上に努める考えであります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後は、経営成績及び財務状況を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。剰余金の配当につきましては、配当性向65%を目安とし、安定的・持続的に配当することに努めてまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
1株当たり当期純利益	39,417.56円	26,541.08円	40,416.93円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
実績配当性向	71.0%	50.7%	55.4%
自己資本当期純利益率	45.5%	35.3%	46.0%
純資産配当率	32.3%	17.9%	25.5%

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数であります。

3. 純資産配当率は、年間配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数であります。

4. 当社は2025年4月11日付で株式1株につき666株の分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、2022年12月期の各数値（1株当たり配当額については全ての数値）についてはEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
1株当たり当期純利益	59.19円	39.85円	60.69円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)

5. 販売方針

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。